

4 . 教育分野

教育（１）	大学の自己責任による時代のニーズを先取りした学部・学科の設置		
規制の現状	<p>公立大学の学部、私立大学の学部・学科の設置・改組等は、文部科学大臣に申請し、認可を得る必要があるため、大学の判断による自由な設置・改組等は認められていない。</p> <p>また、申請後、大学設置・学校法人審議会での審議が必要である。（尚、審査期間については、本年４月から、学科の設置は２ヶ月、大学の新設・学部の設置は８ヶ月に短縮化された。）</p> <p>さらに、学部・学科の設置認可は、大学審議会の答申に基づいて、５～７年程度の期間毎に取扱方針が定められ、現行では認可される学科は、学術研究，社会経済，地域社会の発展に寄与する観点から極めて必要性の高いものに限定されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>各大学が自己責任による判断で、環境変化に迅速に対応し、時代のニーズを先取りした個性的・多様な教育機会・内容を提供できるよう、審査期間の短縮化に止まらず、自由に学部・学科の設置・改組を行なえるようにすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>グローバル化、高度情報化等の進展により、最先端の知識・技術は急速に陳腐化してしまう。大学は、このような環境変化に柔軟に対応して、時代のニーズを先取りした、国際レベルで通用する教育を行なうために、常に教育内容を刷新するとともに、最先端の知識・技術を系統立てて教える環境を整える必要がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>学校教育法第４条</p> <p>学校教育法施行令第２３条</p>		
所 管 官 庁	文部科学省	担当課等	高等教育局企画課

教育（２）	情報化時代の多様なメディアを活用した遠隔教育の本格的実施		
規制の現状	<p>新学習指導要領では、情報教育の一層の充実を謳っているが、現在、初等中等教育課程では、通信衛星やパソコン通信等多様な通信メディアを利用して、文字・音声・画像を同時かつ双方向で扱う遠隔教育は認められていない。そのため、教育弱者（長期療養児童生徒、遠隔地在住者等）に対しては的確な教育システムが整備されていない。</p> <p>また、高等教育課程では、「遠隔授業」により修得可能な単位数は、通学制の大学においては卒業に必要な124単位のうち60単位までという上限が設けられている。</p> <p>（通信制の大学については、平成13年4月より、メディアを利用して、卒業に必要な単位のすべてを修得することが可能となった。）</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>技術革新の成果を取り入れた遠隔教育を、初等中等教育課程及び教育弱者にも広く取り入れるべきである。</p> <p>また、高等教育においても、インターネット等を活用した遠隔授業により、学位を取得できるよう、面接授業の履修義務を見直すとともに、学生が国内、海外の質の高い教育を受けられるようにすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>科学・通信技術の進歩に伴い、パソコン通信やテレビ会議システム等による双方向のメディアを活用した遠隔教育を実施できる環境は整いつつある。また、一人一人の能力・適性・環境に応じた教育を行う上で遠隔教育は有効である。</p> <p>初等中等教育においては、特に教育弱者について、本人の事情や居住地にとらわれずに学習できる環境を提供する必要があり、早期に遠隔教育を実施すべきである。</p> <p>また、高等教育においては、インターネットなど情報技術の効果的な活用により、教育の質の向上や多様な生涯学習機会の提供が期待できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>大学設置基準第25条、28条、32条 学校教育法第7条、18条、29条、36条</p>		
所 管 官 庁	文部科学省	担当課等	初等中等教育企画課， 特殊教育課，大学課

教育（３）	私学向け補助金における「財産処分制限期間」の見直し【新規】		
規制の現状	<p>私立学校が、文部科学省の補助事業により、パソコンを含むマルチメディア機器等の財産を取得した場合、「６年間」は処分を制限されている。</p> <p>（既に、財務省「減価償却期間の耐用年数等に関する省令」は、本年４月に改正され、パソコン（電子計算機）は６年４年に短縮化された。）</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 私立学校等が、各自の判断により、IT教育環境を整備できるよう、文部科学省の補助事業により取得したマルチメディア機器等の財産処分制限期間を見直すべきである。</p> <p>（理由） 人材育成の観点から、教育現場にマルチメディア等を活用した最新の教育環境を提供することは必要である。</p> <p>また、技術革新の早い昨今の状況を鑑み、マルチメディア機器の処分制限期間が「６年」では、機器の陳腐化が想定され、現実の教育現場で活用できなくなることが懸念される。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（第22条） 文部省告示「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」</p>		
所管官庁	文部科学省	担当課等	高等教育局私学助成課、会計課